

# 住居確保給付金について

住居確保給付金は、離職・廃業や休業等により、経済的に困窮している方で、申請要件に該当する方に家賃上限額を上限とした家賃相当額を支給する制度です。

支給要件、支給期間等は以下のとおりです。なお、この給付金は直接申請者へ給付するのではなく、住居の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

## 1 対象となる方（支給要件）

以下の（１）～（６）すべて該当する方が支給対象となります。

- （１）住居を喪失した方又は喪失のおそれのある方
- （２）以下のイ又はロに該当する方
  - イ）申請時に離職後２年以内の方（離職後２年以内に定職に就いたが離職前に比べて収入が落ちてしまい、転職を考えている方を含む。また、疾病、負傷、育児その他葛飾区がやむを得ないと認める事情により、引き続き３０日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、その日数を２年に加算し、その加算された期間は４年までとする）
  - ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- （３）離職日前にその属する世帯の主たる生計維持者であった方
- （４）申請日の属する月において申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が次の収入基準額未満であること

### 収入基準額

世帯区分	基準額	家賃上限額	収入基準額
単身世帯	８４，０００円	５３，７００円	１３７，７００円
２人世帯	１３０，０００円	６４，０００円	１９４，０００円
３人世帯	１７２，０００円	６９，８００円	２４１，８００円
４人世帯	２１４，０００円	６９，８００円	２８３，８００円
５人世帯	２５５，０００円	６９，８００円	３２４，８００円
６人世帯	２９７，０００円	７５，０００円	３７２，０００円
７人世帯	３３４，０００円	８３，８００円	４１７，８００円

- （５）申請日の属する月において申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の資産の合計が次の金額以下であること

### 資産基準額

区分	金額
単身世帯	５０４，０００円
２人世帯	７８０，０００円
３人以上世帯	１，０００，０００円

- （６）国の雇用施策による給付、地方自治体等が実施する住宅等困窮離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と生計を一とする世帯に属する者のいずれも受けていない方（ただし、職業訓練受講給付金は併給可）

## 2 受給中の義務（求職活動要件）

住居確保給付金の受給期間中は、求職活動等を行う必要があります。  
詳しくは以下の表をご覧ください。※申請時にご説明します。

<p>(1) 離職・廃業、休業等（就労を目指す方）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請時等に公共職業安定所等に求職申込み</li><li>②月4回以上の自立相談支援機関での面接等の相談</li><li>③月2回以上の公共職業安定所等での職業相談（職業相談票の提出）</li><li>④原則週1回以上の企業等への応募（求職活動報告書の提出）</li><li>⑤プランに沿った活動（家計相談等）</li></ul>
<p>(2) 休業等（事業再生等を目指す方）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①経営相談先への相談申込み</li><li>②月4回以上の自立相談支援機関での相談</li><li>③原則月1回以上の経営相談先での経営相談</li><li>④月1回以上給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組</li><li>⑤プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加等）</li></ul> <p>なお、受給状況により必要とされる求職活動要件は異なります。</p>

## 3 支給額・支給期間・支給開始日

### 【支給額】

申請した月の収入によって支給額を決定します。

### 【支給期間】

原則3か月（一定の条件を満たせば、最大9か月受給可能）

**※受給3か月ごとに延長申請が必要です。**

### 【支給開始日】

支給申請日の属する月以降の家賃相当分（上限あり）から支給を開始します。

**※滞納分については対象外です。**

## 4 再支給の申請

住居確保給付金の受給期間終了後に、以下のいずれかにあてはまり、かつ**前回の支給が終了した翌月から起算して1年を経過**している場合、支給要件に該当する方については再支給の申請ができます。ただし、(1)のみ最後の申請が令和6年3月31日以前である場合は、1年を経過していなくても再支給の申請が可能です。

- (1) 新たに解雇された場合（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）
- (2) 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）
- (3) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した場合（当該個人の責に帰すべき理由又は都合によるものを除く。）

※まずは電話でご相談ください。 自立相談支援窓口 電話番号：03-5654-8625  
受付時間：午前8時30分から午後5時（月曜日から金曜日。ただし、祝日及び年末年始は除く。）